

自転車・特定小型原動機付自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう!



交通安全スリ-S運動

交通ルールを
守って安全に通行
しましょう!

16歳未満は
特定小型原動機付自転車
を運転できません!



令和6年11月1日 道路交通法改正



自転車運転中のながらスマホ、自転車の酒気帯び運転及びほう助の新たな罰則が整備されました!

ながらスマホ…1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転・自転車の提供者…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者……………2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

春の全国交通安全運動 4/6日～4/15日

運動重点

- 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

4/10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

